

KIX-ITM カード 会員規約

(令和7年4月9日 細則第12号)

第1章 総則

第1条 (本規約の目的)

1. 本規約 (以下「個別規約」といいます。)は、関西エアポート株式会社 (以下「当社」という。)の「会員サービスに関する規約」(以下「共通規約」)に基づき、「KIX-ITM カード」(以下「本カード」という。)の発行条件、機能、サービス、使用方法等を定めるものです。
2. 会員は、共通規約および個別規約 (以下これらを「本規約等」といいます。)双方を遵守するものとします。なお、本規約等の定める事項が矛盾する場合は、共通規約の定めが優先されます。

第2条 (カード名称)

- 1 当社が所定の方法で発行するカードの総称を「KIX-ITM カード」と称します。
- 2 前項の他、カードの発行形態・発行対象者や当社とサービスの提供に関する契約の締結又は取決めをした法人・団体・店舗等 (以下「サービス提携先」という。)との契約形態により特定のカード名称を指定する場合は、別途定めるものとします。

第3条 (カードの機能)

次条で定める会員は、個別規約第3章に定める条件に基づき、ポイントサービス等の提供を受けることができます。

第2章 会員資格

第4条 (会員)

- 1 会員とは、本規約等を承諾のうえ、当社所定の方法で入会の申込みをし、当社が入会を承認した方をいいます。
- 2 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。
- 3 会員資格の変更・喪失・退会等に関しては、個別規約で定める場合を除き、共通規約に従うものとします。

第5条 (本サービスの連絡・告知等)

- 1 会員が共通規約の第3条に基づく登録情報変更の届出を行わなかった場合、当社が会員宛へ本規約等や本サービスに関する重要な連絡・告知が、会員不在のため郵便局等に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。ただし、会員にやむをえない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。
- 2 会員が共通規約第3条に基づく登録情報の変更の届出を行わず、当社が会員宛へ本規約等や本サービスに関する重要な連絡・告知ができない場合の取扱い、及び会員不在のため郵便局等に当社からの重要な連絡・告知が留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、共通規約第3条3項の定めによるものとします。

第6条 (本規約等の改定)

本規約等の改定については、共通規約第8条の定めに従います。

第7条 (退会若しくは会員資格の停止・喪失)

- 1 会員は、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社の指示に従い本カードを切断していた

できます。なお、当社が会員から退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。また、会員はこれを行わなかったことに伴う不利益・損害等については、当社は一切責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。

- 2 当社は、会員が本規約等に違反した場合又は本カードの利用が不適当と認められた場合には、事前の通知をすることなく、直ちに会員資格を停止又は喪失させることができます。
- 3 会員資格が停止又は喪失した場合、当社又はサービス提携先が本カードを通じて提供する全てのサービスを受ける権利を喪失するものとします。また、会員はこれに伴う不利益・損害等については、当社は一切責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 会員資格が停止又は喪失した場合は、会員に通知することなく、当社の判断で、本カードの利用を停止できるものとします。
- 5 会員資格が停止又は喪失した場合、もしくは当社が必要と判断した場合に、会員に本カードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、本カードを返却するものとします。また、当該カードの回収に要した費用を会員に負担していただく場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

第3章 フライトポイントプログラム

第8条 (ポイントプログラム)

当社が、本規約等に基づき会員に提供するポイントサービスを「KIX-ITM カード フライトポイントプログラム」(以下「ポイントプログラム」という。)とします。また、ポイントプログラムにより提供されるポイントを「フライトポイント」(以下「ポイント」という。)とします。

第9条 (ポイントプレゼント)

- 1 会員は、本規約等を承認の上、当社が定める規定・方法等に従い、関西国際空港 (以下、「空港」という。)において、航空機の利用に応じて提供されるポイントを受け取ることができます。また、ポイントプレゼントは会員のカード単位で行うものとします。
- 2 会員は以下の各号のいずれかに該当する場合、ポイントの取り消し、ポイントプログラムの利用の停止、又は会員資格の喪失があることを、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1)カードに破損、毀損、故障その他の異常が認められる場合
 - (2)カードに偽造、変造その他不正のポイントが付与されていた場合又は恐れがあるとき
 - (3)会員が本規約等に違反した場合又はその恐れがある場合
 - (4)航空機を旅客 (搭乗券をお持ちの方)として利用することなく、ポイントを取得した場合
 - (5)航空機の利用1回に対して、複数枚のカードでポイントを取得した場合
 - (6)会員が所有するカードを用いて、本人以外の者にポイントプログラムを利用させた場合
 - (7)当社がポイントを付与する際に求める資料の提供 (搭乗券等のスキャンなど)を行わずポイントを取得した場合
 - (8)ポイント端末機その他ポイントプログラムに関係するシステムに障害が発生した場合等、ポイントプログラムに必要な処理を行うことができない場合

(9)前各号の他、会員によるポイントプログラムの利用を当社が不適当と認めた場合

第10条 (ポイントの商品交換)

- 1 会員は、当社所定の方法により、ポイントの商品交換申請を行い、当社が別途指定する商品・サービス等 (以下「交換商品等」という。)に交換することができるものとします。
- 2 会員は、ポイントの商品交換申請時に有している交換可能ポイント残高を超えて、ポイント商品交換をすることはできません。
- 3 会員は、第12条で定めるポイント有効期限内の交換可能ポイントに限り、ポイントの商品交換をすることができます。
- 4 カードの紛失・盗難等により、第三者がポイントの商品交換をした場合、当社は一切責任を負いません。
- 5 会員は、ポイントの商品交換申請後に、ポイントの商品交換申請取消及び交換した交換商品等の返品・交換・再発行は行えないものとします。

第11条 (ポイント残高照会)

会員は、本カードのホームページ又はポイント端末機にてポイントの残高を照会することができます。

第12条 (ポイントの有効期限・消滅)

- 1 ポイントの有効期限は、ポイント付与日から3年を経過した月末までとします。
- 2 有効期限内に交換商品等に交換されなかったポイントは、自動的に全て消滅するものとします。
- 3 第7条に基づき会員が退会した場合又は会員資格を喪失した場合、付与されたポイントは全て消滅します。

第13条 (運営・管理の委託)

ポイントプログラムの運営・管理について、当社は、第三者に委託できるものとします。

第4章 カードの管理

第14条 (カードの貸与)

- 1 本カードの所有権は当社に属し、当社の入会承認を受けた会員に対し、本カードを貸与するものとします。
- 2 本カードは、本カードに表示された会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。また、会員は、本カードに表示される固有の番号についても他人に使用させることはできないものとします。

第15条 (カードの有効期限)

本カードの有効期限は、入会日又は本規約に基づき提供するフライトポイントの最終付与日から5年を経過した月末までとします。

第16条 (紛失・盗難・再発行)

- 1 本カードが紛失・盗難・詐欺・横領等 (以下「紛失・盗難等」という。)により他人に不正利用された場合でも、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は一切の責任を負いません。
- 2 本カードの紛失・盗難等の場合、会員は当社指定の方法により届出を行い、当社が適当と認められた場合に限り、カードを再発行するものとします。またこの場合、会員は当社所定の手数料を負担する場合があることをあらかじめ承

諾するものとします。

第5章 付帯サービス

第17条 (付帯サービス)

- 1 会員は、本カードに付帯したサービス・特典 (以下「付帯サービス」という。)を利用ことができ、会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当社所定の方法により会員に対し別途通知するものとします。なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約・規程・特約等がある場合は、それに従うものとします。
- 2 会員は、付帯サービスについて次のことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1)付帯サービスについて、会員への予告又は通知なしに変更又は中止される場合があること。
- (2)会員が第6条のいずれかに該当した場合、付帯サービスの利用が制限されること。

第6章 個人情報の取扱い

第18条 (個人情報の収集・保有・利用・預託)

- 1 会員及び入会申込者 (以下「会員等」という。)は、当社が本カードの発行、会員管理、付帯サービスの提供、当社又は当社が受託した他社の特典・商品・サービスに関する各種営業案内を当社から行うこと及び顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することを目的として、以下の情報 (以下これらを総称して「個人情報」という。)を収集、保有し、利用することに同意します。
 - (1)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、メールアドレス等、会員等が入会申込時及び入会後に届けた属性情報 (これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。)

- (2)入会申込日、入会申込方法・場所、入会承認日、会員等と当社との契約内容に関する情報
- (3)会員の本カードの利用に関する情報
- (4)本カードの会員番号及び有効期限
- (5)会員番号が無効となった事実
- (6)会員が会員資格を喪失した事実

2 会員等は、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、個人情報の共同利用の取扱いに関する契約を締結した当社グループ各社及び当社グループ外の法人・団体 (以下「共同利用者」という。)に提供し、共同利用者がその事業内容の範囲で特典・商品サービスの提供、それに関する各種営業案内を送付すること及び顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することに同意します。また、共同利用者での利用に際し、会員等に連絡する必要が生じた場合には、共同利用者から会員等に連絡することに同意します。なお、共同利用に関する事項については、本カードのホームページ (<https://www.kansai-airport.or.jp/kc/>)においてお知らせします。

3 当社が本カードの発行、会員管理、付帯サービスの提供、当社又は当社が受託した他社の特典・商品・サービスに関する各種営業案内を当社から行うこと及び顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用することを目的として、業務受託会社に、当社が保護措置を講じた上で個人情報を預託することに同意します。

第19条 (個人情報の公的機関等への提供)

会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある

場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第20条（個人情報の開示・訂正・削除及び利用の停止・提供の停止）

1 会員等は、当社に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当社所定の方法で、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

2 開示により万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

3 当社は、会員等から当社が保有する当該会員の個人情報について、利用の停止又は共同利用者に対する提供の停止を求められた場合は、それ以降の当社での利用及び共同利用者への提供を中止する措置をとります。ただし、業務上必要な書類に同封される宣伝・印刷物についてはこの限りではありません。

第21条（本規約の不同意の場合）

本規約不同意の場合については、共通規約第9条の定めに従います。

第7章 その他

第22条（準拠法）

準拠法については、共通規約第11条の定めに従います。

第23条（合意管轄裁判所）

合意管轄裁判所については、共通規約第11条の定めに従います。

第24条（ご相談窓口）

本カードに関する個人情報及びその他お問い合わせ等については下記までお願いします。

KIX-ITM カードコールセンター

電話番号 072-455-2092

大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

第25条（KIXカードの取扱いについて）

KIXカードの取扱いについては、個別規約を準用するものとします。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和5年6月1日から施行する。

附則

この規約は、令和7年4月14日から施行する。